

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
1	基本協定書(案)	1	第2条		(3)		「協力企業」の定義について、募集要項及び事業契約書(案)と同様に変更になるとのことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	基本協定書(案)	9					構成企業、協力企業が連名調印することになっていますが、本事業における協力企業は数十社になることが想定されるため、押印のページだけで数ページにわたります。また、協定書の押印時点ですべての協力企業を確定させることは困難です。本協定書への記名押印は構成企業のみとしていただけないでしょうか。	連名調印については、優先交渉権者と協議の上確定します。